和光市教育委員会に後援を希望する行事を主催する団体

↓

【団体要件の確認】以下のいずれかの団体に該当しますか？

・国又は地方公共団体
・学校教育法に定める学校及び学校の連合体
・主催者が和光市又は近隣市（原則として、朝霞市、志木市、新座市）に存在するもので、営利を目的としない団体
・その他教育委員会が必要と認めた団体

該当しない → **後援の対象となりません**

該当する ↓

【行事要件の確認】対象の行事は、以下のいずれにも該当していますか？

(1)　対象行事の内容
①　和光市民の芸術文化、文化財愛護意識の向上、教育、学術、スポーツ振興に寄与するもので公益性のある行事であること。
②　和光市教育委員会の方針及び施策に反しないものであること。
③　政治的目的又は宗教的目的を有する内容が含まれていないこと又は誤解を受けるような内容が含まれていないこと。
④　公序良俗に反しないものであること。
(2)　対象行事の運営
①　対象行事に係る事業計画、収支計画等に無理がなく、事業の遂行が十分可能であること。
②　参加者から入場料、参加料等を徴収する場合は、行事の実施上、やむを得ない場合であって当該参加料等の金額が参加者に過重な負担とならないものであること。
(3)　対象行事の運営
①　営利事業又は当該行事が営利目的の意図や私的な利益目的を有するものでないこと。
②　個人的活動を目的としたものでないこと。
③　参加者が特定会員等に限定されているもの又は主催者団体の組織拡大勧誘を図るためのものではないこと。

該当しない項目がある → **後援の対象となりません**

いずれも該当する ↓

後援申請書の提出
「3　申請方法」を御確認いただき、対象行事の実施30日前までに下記の書類を提出してください。

(1) 後援申請書
(2) 添付書類
・団体の規約、役員の住所、代表者の身分等を明らかにする書類（同じ年度内に提出している団体は省略 可）
・事業の目的及び計画を明らかにする書類（収入を伴う場合は収支予算書）
・過去に開催したプログラム等実績を示すもの

申請書、添付書類に不備がある → **不備に対する補正依頼**
・後援申請書の修正
・不足する添付資料の提出

申請書、添付書類の補正提出 ← **不備に対する補正依頼**

申請書、添付書類の補正に応じない → **後援の対象となりません**

申請書、添付書類に不備がない ↓

申請内容の審査、後援承認の決定
申請内容に基づき、後援の承認、不承認を審査します。
概ね2週間程度で審査は終了しますが、申請書の内容及び添付書類に不備がある場合は、申請書や添付資料の補正が必要となり、審査終了に相当の時間を要することになりますので、後援承認が行事実施日やチラシ等印刷物作成など必要な時期に間に合うよう、申請書類を確認の上、お手続きください。

→ 後援を不承認と判断する場合
・団体要件に非該当
・行事要件に非該当
・過去の後援申請において不適切な行為があった場合
（実績報告の提出を怠った、承認を受けずに名義使用など）
・その他教育委員会が後援を認めないと判断する理由がある場合　など

→ **後援の不承認を決定した場合は、申請者に不承認の理由をお伝えします。**

後援承認を決定 ↓

後援承認書の交付
後援承認を決定した場合は、後援承認書を交付します。
申請者は、後援承認の連絡を受けたら、市役所4階教育総務課窓口に来庁し、後援承認書の交付を受けてください（来庁が困難な場合は御相談ください。）。

後援承認書を受領
後援名義の使用 ↓

後援承認を受けた内容から変更が生じた場合 → **後援等の承認を受けた事業について、目的や内容等に変更が生じたとき及び事業が中止となったときは、速やかにその理由等を報告し、参加予定者に適切に周知してください。**
この変更により後援要件に該当しなくなった場合は、後援名義の使用を中止いただく場合があります。

行事の実施
後援承認を受けた行事を実施する際は、申請書に記載した内容で「2　後援を受けられる行事」に掲げる基準を違えることがないようにしてください。

行事の実施終了 ↓

後援実績報告書の提出
「4　実績報告」を御確認いただき、行事の実施後速やかに下記の書類を提出してください。
提出は、原則として行事開催日から2週間までの間にお願いします。

(1) 後援実績報告書
(2) 添付書類
・行事の実施状況が分かる資料（ポスター、チラシ等）
・収支報告書（収入を伴う場合）

（注）説明中、「2　後援を受けられる行事」、「3　申請方法」、「4　実績報告」は、ホームページ上で手続案内している箇所を指します。